

平成26事業年度に係る業務運営等に関する自己点検・評価フォーマット

様式1

中期目標	II 業務運営の効率化等に関する事項 1 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人等及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施し得る機能的・効果的な体制整備や業務運営の見直しを図り、経費の効率的な執行を推進する。 また、センターの行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進める。 なお、効率化に際しては、長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。
中期計画	I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 1 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施するため、業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。 また、法人の行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進める。

平成26事業年度計画	実 績				自己点検・評価委員会のコメント	
	H 年 月末現在	自己判定	H 年 月末現在	自己判定		
I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 1 国の定めた法令等を遵守し、事業に対する国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）及び国民の信頼を維持しつつ業務を実施するため、業務内容を精査し、必要に応じて組織の見直しを行う。 また、法人の行う業務については、その役割との関係を踏まえた既存事業の徹底した見直し等により、重点化、効率化を進める。			(1) 役員の状況 平成26年度の役員の状況については、前年度に引き続き、理事長、理事及び監事2名（非常勤2名）の体制を維持している。 (2) 事務組織の状況 平成26年度は、総務部長1名、総務部副部長1名、審議役1名、総務課8名、施設助成課7名の計18名（対前年度比2名増）の体制で各事業を実施している。 なお、職員の増加は、平成28年4月に予定される大学評価・学位授与機構との統合を着実に進めること、平成26年度から施設費貸付事業で実施している新たな審査基準を確実に実施すること及び欠員を補充することを目的として対応したものである。 (3) 運営組織の状況 理事長の管理運営責任の下で自律的に法人を運営するという独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、法人の意思決定を的確かつ迅速に行うため、以下の運営に関する組織において審議等を行い、適切な組織運営に努めている。 ○運営評議会 理事長に対し助言を行う「運営評議会」（国立大学学長、学識経験者等15名で構成）を平成26年6月16日及び平成27年3月5日に開催した。 平成26年6月には、平成25年度事業の実施状況及び平成25年度財務諸表等について、審議を行った。また、平成27年3月には、平成27年度計画及び平成26年度事業の進捗状況等について審議を行っている。 ○連絡会議 理事長の下、役員（監事含む）、課長以上の職員で構成する「連絡会議」を毎月2回定期的に開催している。 連絡会議では、より効率的かつ効果的に事業を推進するため、組織一体で各課所掌の事業に取り組むこととしており、各種事業の実施状況に関する情報交換等を行うとともに、各課で連携を図りながら事業展開や諸課題に対応するための意見交換等を行っている。 また、その結果については、同会議メンバーから各課の職員に周知し、全職員で情報を共有するとともに、組織の意思決定の迅速化に繋げている。	B	B	・大学評価・学位授与機構との統合を着実に進めること、平成26年度から施設費貸付事業で実施している新たな審査基準を確実に実施すること及び欠員を補充することを目的として、必要な人員を確保しつつ、業務を実施している。 ・効率的かつ効果的な事業推進のため毎週開催している戦略会議や隔週で開催している連絡会議において、各種事業の実施状況に関する情報交換等を行うとともに、各課で連携を図りながら事業展開や諸課題に対応するための意見交換等を行い、その結果については職員に周知し、情報共有と意思決定の迅速化に繋げている。 ・運営評議会や国立大学財務・経営支援懇談会、病院経営分析検討チームにおいて、国立大学法人等の立場から提言いただくとともに、当該意見・情報を集積し、今後のセンターの事業展開や施設費貸付事業による国立大学附属病院の公的使命機能の向上に活かしている。 ・国立大学協会と定期的に意見交換を行っているほか、国民や投資家からの意見聴取を行い、法人の業務に対するニーズの把握に努めている。

<p>【特記事項(月以降の課題等)】</p>		<p>【特記事項(月以降の課題等)】</p>	<p>○戦略会議 平成24年4月から理事長の下に役員及び課長以上の職員で構成する「戦略会議」を設置しており、平成26年度も引き続き、毎週定期的に開催している。 センターでは「連絡会議」を役員会として位置付け、主として行事予定、主要業務の意見交換・報告等が行われているのに対し、「戦略会議」は、理事長のリーダーシップの下、今後のセンターの懸案事項等に関してブレインストーミング(集団発想法)的な会議形態を用いて各種対応案を検討している。</p> <p>(4) 法人業務に対するニーズを把握して、業務改善を図る取組</p> <p>○国立大学財務・経営支援懇談会 当センターの実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、国立大学法人等の立場から提言いただき、今後の事業展開の検討に活用することを目的とした「国立大学財務・経営支援懇談会」を9月9日、3月6日に開催している。 なお、平成26年度は、現在のセンターを取り巻く状況及び統合後の新法人で実施する今後の事業展開に対する検討状況、課題等について議論がなされた。これを受けて、当該意見を集積し、今後のセンターの事業展開について活かすように努めている。</p> <p>○病院経営分析検討チーム 当センターが実施する施設費貸付事業により国立大学附属病院の公的使命機能の向上を図るため設置した、「病院経営分析検討チーム」内に「国立大学附属病院施設の在り方WG」を平成26年2月から設置し、国立大学附属病院における再開後の償還への対応策等の情報を収集し、個々の附属病院における環境・特性・収支状況等を勘案した、適正な病院整備計画を助言することとし、平成26年度の対応としては、医療設備における経費節減策について、国立大学附属病院関係者の他、私立大学病院関係者、コンサルタントを交えて医療設備の共同調達の仕組み等について検討を行い、計10回開催し、その結果を報告書として取りまとめた。 なお、本WGでは国立大学附属病院を対象に現地調査を実施しており、今後、再開を検討している琉球大学医学部附属病院(平成26年3月)及び大阪大学医学部附属病院(平成26年11月)、再開着手予定の山口大学医学部附属病院(平成26年8月)、再開が完了した新潟大学医歯学総合病院(平成26年7月～8月)に対して実施した。</p> <p>○一般社団法人国立大学協会との連携 当センターが実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開が行えるよう、国立大学協会との連携を図るため、毎月定期的に意見交換を実施する等、高等教育及び国立大学法人等に関する情報の把握に努めている。</p> <p>○国民・利用者等からの意見聴取等 当センターの業務・マネジメントに関し、国民・利用者からの意見を聴取するため、ウェブサイトにおいて、随時意見募集を行っている。(これまで意見なし。) また、センター債券の発行に際し、IR活動の一環として実施している個別投資家訪問を通して、当センターの組織・運営のマネジメントについて投資家の意見等を聴取するなど、法人業務に対するニーズ把握について、国立大学法人等や一般からの意見聴取も実施している。</p>	<p>・センター職員の採用方針、研修計画等を定めた「職員の今後の人事の在り方について」を平成26年4月に策定し、本方針に基づき、平成26年度は金融業務、病院業務、施設関係業務等の専門性を有する研修に33件延べ75名の職員が参加しており、職員の専門性の強化や意識改革が図られている。</p> <p>・夏期及び冬期に節電計画を策定し、節電及び経費の削減・効率化を図っている。なお、冬期節電計画期間中の電気使用量は対前年度比で3.6%の増となっているが、大学評価・学位授与機構との統合や施設費貸付事業の審査基準見直しに対応するための職員増が原因であり、特に問題ない。</p>

(5) 法人における職員の積極的な貢献を促すための取組

○職員に対する研修等の推進

個々の職員が高いモチベーションを持って仕事に取り組み、その能力を最大限に発揮できるような環境を整備し、もってセンターの組織としての活性化を図ることを目的として、センター職員の採用方針、研修計画等を定めた「職員の今後の人事の在り方について」を平成26年4月に策定している。

本方針に基づき、平成26年度はこれまで金融業務、病院業務、施設関係業務等の専門性を有する研修に33件延べ75名の職員が参加しており、職員の専門性の強化や意識改革を図っている。

また、業務に関し、役員等による講話を2回実施し、職員への当センターのミッションに対する知識・理解を深化させている。なお、役員等による講話の一部について、今年度は、当センターの役職員のみならず、当センターが所在する学術総合センター内の外部機関が参加できるようにすることにより当センターの役割等を外部機関へ発信する取組を行った。

更に、平成26年度は文部科学省高等教育局から職員を招いて、当センター職員に対し、「国立大学法人の第3期中期目標に向けた動き」について、研修を行い、当センターの実施する事業と結びつきが強い、国立大学を取り巻く現状について、役職員の見識を深める取組を行った。

○節電及び経費の削減・効率化のための意見募集

昨年度に引き続き、地球温暖化防止及び節電の取組の重要性を考慮し、業務に支障がない範囲において、電力の使用抑制を積極的に実施することを目的とし、「国立大学財務・経営センターにおける自主的な無駄の削減への取組について」（平成21年10月1日付け理事長決定）を踏まえ、職員から意見募集を行い、一斉休業日の設定等の意見を取り入れた上で、「夏期節電計画」（5月1日から10月31日）及び「冬期節電計画」（12月2日から3月31日）を定め、節電及び経費の削減・効率化を図っている。

なお、節電計画の実施期間中における電気使用量は、夏期節電期間においては、対前年度同期比344KW(0.6%)減となったが、冬期節電計画においては、職員の増加に伴う機器使用量の増加等の影響もあり、対前年度同期比1,475KW(3.6%)増の使用電力となっている。

中期計画	I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。							
	平成26事業年度計画		実績				自己点検・評価委員会のコメント	
	H 年 月末現在	自己判定	H 年 月末現在	自己判定	H27年3月末現在	自己判定		
I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 2 業務内容の見直しを行い、アウトソーシング可能なものについては、外部委託を推進するとともに、外部委託の契約内容も逐次見直し、より一層の効率化を図る。					<p>○外部委託の効率化の状況</p> <p>学術総合センターの維持管理について、前年度から引き続き外部委託を実施している。</p> <p>主なものは以下のとおりであり、学術総合センターを区分所有している4機関が一括契約を行いスケールメリットによる効率化を図っている。なお、前年度実績比増の主な要因は、仕様内容の変更及び消費税増税によるものである。</p> <p>平成26年度支出額</p> <ul style="list-style-type: none"> 学術総合センター建物管理業務委託 10,202千円(対前年度419千円増) 学術総合センター庁舎内清掃業務委託 1,998千円(対前年度110千円増) 	B	B	・学術総合センターの維持管理について、前年度から引き続き外部委託を実施している。仕様内容の変更及び消費税増税の影響等で前年度より支出額が増えているが、学術総合センターを区分所有している4機関での一括契約により、効率化が図られており、特に問題ない。
	【特記事項(月以降の課題等)】		【特記事項(月以降の課題等)】					

中期目標	II 業務運営の効率化等に関する事項 2 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進する。						
中期計画	I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 3 情報セキュリティに配慮した事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。						
平成26事業年度計画	実 績					自己点検・評価委員会のコメント	
H 年 月末現在	自己判定 評定	H 年 月末現在	自己判定 評定	H27年3月末現在			自己判定 評定
I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 3 情報セキュリティに配慮した事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。	【特記事項（ 月以降の課題等）】	【特記事項（ 月以降の課題等）】		○事務情報化の推進状況 物品購入等に係る事務処理の電子決裁を図っているほか、事務情報化の推進及び事務的なデータの共有を徹底し、業務の一層の効率化を図っている。 今後も引き続き、情報セキュリティポリシー等を踏まえ、引き続き、さらなる事務情報化を図ることとしている。		B	B ・情報セキュリティポリシーを踏まえ、情報セキュリティの確保に配慮しつつ、事務処理の電子化及び事務データの共有による事務の効率化に取り組んでいる。

<p>中期目標</p>	<p>II 業務運営の効率化等に関する事項 3 理事長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、内部統制の充実・強化を図る。</p>																							
<p>中期計画</p>	<p>I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 4 理事長のリーダーシップの下、適切な業務運営を行うため、リスクマネジメント体制の整備、組織にとって重要な情報の把握及び役職員への周知徹底を行い、内部統制の充実・強化を図る。また、監事による監査や会計監査人による法定監査により、センターの業務運営全般について厳格なチェックを行う。</p>																							
<p>平成26事業年度計画</p>	<p style="text-align: center;">実 績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">H 年 月末現在</th> <th style="width: 5%;">自己判定</th> <th style="width: 5%;">評 定</th> <th style="width: 15%;">H 年 月末現在</th> <th style="width: 5%;">自己判定</th> <th style="width: 5%;">評 定</th> <th style="width: 40%;">H27年3月末現在</th> <th style="width: 5%;">自己判定</th> <th style="width: 5%;">評 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="40 421 398 1311"> <p>I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 4 内部統制の充実・強化については、センター運営方針等に基づいた業務遂行の障害となる多様なリスクを的確に把握するための基本的な方針を策定する。また、監事や会計監査人が行う監査では、業務及び会計の両分野における結果を適切に反映させ、業務改善に資するとともに、内部監査についても一層の機能強化を図る。</p> </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td data-bbox="398 421 1850 1311"> <p>○法人の長のマネジメント環境の整備 予算・人事等の決定手続きについては、原則としてすべて理事長の決定により実施することとなっている。ただし、定型的な事務処理等の一部の軽微な案件については、「文書処理・決裁規則」に基づき、部課長の専決により実施している。</p> <p>○法人のミッションの周知・徹底 連絡会議、戦略会議において、必要に応じ、センターの運営方針について周知、再確認を行っていることに加えて、少人数の組織のメリットを活かし、理事長自ら個々の職員との対話に努め、法人のミッションを周知徹底している。 また、平成26年度には、業務に関して、役員等による講話を以下のとおり2回実施し、内部統制の強化及び職員への当センターのミッションに対する知識・理解を深化させている。 ・顧問講話:「国立大学の成長戦略 -ミッションとガバナンスとマネジメント-」(6月9日) ・理事長講話:「日本の医療・英国・北欧の医療 -次世代病院の姿を求めて-」(12月22日) これらのほか、平成25年度から広報活動の一環として理事長のリーダーシップの下、「理事長のページ」を作成し、当センターのウェブサイトに掲載しており、外部に当センターのミッション等を発信するとともに、当センターの全役職員が閲覧することで法人のミッションの共有化を図っている。(これまでに7号既刊。) この他、平成25年度に引き続き、文部科学省監修のもと、国立大学附属病院の現状等を収集した「大学病院の現状」を平成27年2月に製作・発行し、当センターの事業内容のみならず、財政融資資金を活用し、支援している全ての国立大学附属病院について、広く広報活動を行っている。</p> <p>○リスク管理 センターでは、リスクをミッション遂行の障害となる要因と位置付け、法人運営上の課題やリスクが認識された場合、ただちに理事長に対し報告を行い、理事長、理事、部長、所管課長等に対処について検討し、対処している。 なお、具体例は以下のとおり。 ①理事長の下、役員(監事を除く)、課長以上の職員で構成する「独立行政法人国立大学財務・経営センターリスク管理委員会」を平成26年4月に設置し、当該委員会において、リスクの把握とその対応状況の調査などを実施し、内容の充実化に取り組んだ。</p> </td> <td>B</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table>					H 年 月末現在	自己判定	評 定	H 年 月末現在	自己判定	評 定	H27年3月末現在	自己判定	評 定	<p>I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 4 内部統制の充実・強化については、センター運営方針等に基づいた業務遂行の障害となる多様なリスクを的確に把握するための基本的な方針を策定する。また、監事や会計監査人が行う監査では、業務及び会計の両分野における結果を適切に反映させ、業務改善に資するとともに、内部監査についても一層の機能強化を図る。</p>						<p>○法人の長のマネジメント環境の整備 予算・人事等の決定手続きについては、原則としてすべて理事長の決定により実施することとなっている。ただし、定型的な事務処理等の一部の軽微な案件については、「文書処理・決裁規則」に基づき、部課長の専決により実施している。</p> <p>○法人のミッションの周知・徹底 連絡会議、戦略会議において、必要に応じ、センターの運営方針について周知、再確認を行っていることに加えて、少人数の組織のメリットを活かし、理事長自ら個々の職員との対話に努め、法人のミッションを周知徹底している。 また、平成26年度には、業務に関して、役員等による講話を以下のとおり2回実施し、内部統制の強化及び職員への当センターのミッションに対する知識・理解を深化させている。 ・顧問講話:「国立大学の成長戦略 -ミッションとガバナンスとマネジメント-」(6月9日) ・理事長講話:「日本の医療・英国・北欧の医療 -次世代病院の姿を求めて-」(12月22日) これらのほか、平成25年度から広報活動の一環として理事長のリーダーシップの下、「理事長のページ」を作成し、当センターのウェブサイトに掲載しており、外部に当センターのミッション等を発信するとともに、当センターの全役職員が閲覧することで法人のミッションの共有化を図っている。(これまでに7号既刊。) この他、平成25年度に引き続き、文部科学省監修のもと、国立大学附属病院の現状等を収集した「大学病院の現状」を平成27年2月に製作・発行し、当センターの事業内容のみならず、財政融資資金を活用し、支援している全ての国立大学附属病院について、広く広報活動を行っている。</p> <p>○リスク管理 センターでは、リスクをミッション遂行の障害となる要因と位置付け、法人運営上の課題やリスクが認識された場合、ただちに理事長に対し報告を行い、理事長、理事、部長、所管課長等に対処について検討し、対処している。 なお、具体例は以下のとおり。 ①理事長の下、役員(監事を除く)、課長以上の職員で構成する「独立行政法人国立大学財務・経営センターリスク管理委員会」を平成26年4月に設置し、当該委員会において、リスクの把握とその対応状況の調査などを実施し、内容の充実化に取り組んだ。</p>	B	B	<p>自己点検・評価委員会のコメント</p>
H 年 月末現在	自己判定	評 定	H 年 月末現在	自己判定	評 定	H27年3月末現在	自己判定	評 定																
<p>I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 4 内部統制の充実・強化については、センター運営方針等に基づいた業務遂行の障害となる多様なリスクを的確に把握するための基本的な方針を策定する。また、監事や会計監査人が行う監査では、業務及び会計の両分野における結果を適切に反映させ、業務改善に資するとともに、内部監査についても一層の機能強化を図る。</p>						<p>○法人の長のマネジメント環境の整備 予算・人事等の決定手続きについては、原則としてすべて理事長の決定により実施することとなっている。ただし、定型的な事務処理等の一部の軽微な案件については、「文書処理・決裁規則」に基づき、部課長の専決により実施している。</p> <p>○法人のミッションの周知・徹底 連絡会議、戦略会議において、必要に応じ、センターの運営方針について周知、再確認を行っていることに加えて、少人数の組織のメリットを活かし、理事長自ら個々の職員との対話に努め、法人のミッションを周知徹底している。 また、平成26年度には、業務に関して、役員等による講話を以下のとおり2回実施し、内部統制の強化及び職員への当センターのミッションに対する知識・理解を深化させている。 ・顧問講話:「国立大学の成長戦略 -ミッションとガバナンスとマネジメント-」(6月9日) ・理事長講話:「日本の医療・英国・北欧の医療 -次世代病院の姿を求めて-」(12月22日) これらのほか、平成25年度から広報活動の一環として理事長のリーダーシップの下、「理事長のページ」を作成し、当センターのウェブサイトに掲載しており、外部に当センターのミッション等を発信するとともに、当センターの全役職員が閲覧することで法人のミッションの共有化を図っている。(これまでに7号既刊。) この他、平成25年度に引き続き、文部科学省監修のもと、国立大学附属病院の現状等を収集した「大学病院の現状」を平成27年2月に製作・発行し、当センターの事業内容のみならず、財政融資資金を活用し、支援している全ての国立大学附属病院について、広く広報活動を行っている。</p> <p>○リスク管理 センターでは、リスクをミッション遂行の障害となる要因と位置付け、法人運営上の課題やリスクが認識された場合、ただちに理事長に対し報告を行い、理事長、理事、部長、所管課長等に対処について検討し、対処している。 なお、具体例は以下のとおり。 ①理事長の下、役員(監事を除く)、課長以上の職員で構成する「独立行政法人国立大学財務・経営センターリスク管理委員会」を平成26年4月に設置し、当該委員会において、リスクの把握とその対応状況の調査などを実施し、内容の充実化に取り組んだ。</p>	B	B																
<p>・理事長の下、「独立行政法人国立大学財務・経営センターリスク管理委員会」を設置し、当該委員会において、リスクの把握とその対応状況の調査などを実施し、内容の充実化に取り組んでいる。</p> <p>・監事監査結果については、理事長に報告を行うとともに、グループウェアに掲載し、全役職員に周知しており、平成26年度において問題等はなかった。</p> <p>・会計監査人の監査の結果については理事長に報告を行い、問題や課題があった場合は適宜対応を行っている。</p> <p>・内部監査については、定期監査の内容を充実して実施し、監査結果を理事長に報告を行うとともにグループウェアに掲載し、全役職員に周知しており、平成26年度において問題等はなかった。 また、すべての決裁文書について確認を行う日常監査を実施しており、業務の適正かつ効率的な執行が図られている。</p> <p>・内部監査機能の充実・強化を図るため、内部監査室関係規則の改正を行う等、適宜、必要な規則等の見直しを実施している。</p>																								

		<p>②「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、「大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターを統合し、中期目標管理型の法人とする。」とされたことを踏まえ、理事長の下、役員(原則、監事は含まず)、課長以上の職員で構成する今後の法人統合等を視野に入れた「戦略会議」を毎週定期的開催し、センターの今後の事業展開等を踏まえ、ステークホルダーである国立大学法人等に対し、その影響が及ばないように本件に係る検討を行っている。</p> <p>③自然災害等のリスクに関しては、東日本大震災の際に帰宅困難者が発生したことを踏まえ、保存食等の非常用備蓄用品を確保する等の措置を行っている。</p> <p>○内部監査 内部監査による監査の結果については、理事長に報告を行うとともに、グループウェアに掲載し、全役職員に周知するとともに、監査の際に問題や課題を認識した場合は、適宜対応を行う体制を構築している。 なお、平成26年度において問題等はなかった。</p>
<p>【特記事項(月以降の課題等)】</p>	<p>【特記事項(月以降の課題等)】</p>	<p>○内部監査の実施状況 内部監査室において、平成26年4月に「平成26年度内部監査計画」を作成し、本計画に基づき、これまでに以下のとおり定期監査を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諸手当の現況確認 9月10日 ・法人文書管理状況 9月30日 ・備品の現況確認 10月8日 ・運営費交付金 10月27日 ・施設費貸付・交付事業 11月12日 <p>なお、定期監査結果については、理事長に報告を行うとともにグループウェアに掲載し、全役職員に周知している。 また、上記のほか、業務全般に対し、業務の適正かつ効率的な執行に資するため、例えば、すべての決裁文書について確認を行う日常監査を実施している。</p> <p>○監事監査 平成26年6月に平成25年度期末監事監査を実施し、「平成25年度年度計画の進捗状況」、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」、「給与水準の状況」、「内部統制の状況」、「財務諸表、決算報告書、事業報告書並びに業務執行」について監査を実施した。 また、平成26年12月に平成26年度期中監事監査を実施し、「期中における平成26年度年度計画の進捗状況」、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況」、「内部統制の状況」、「情報開示の状況」及び「法人文書の管理状況」について監査を実施した。 監査結果については、理事長に報告を行うとともに、グループウェアに掲載し、全役職員に周知している。 なお、平成26年度において問題等はなかった。</p> <p>○内部統制の状況把握・課題への対応 内部監査、監事監査及び会計監査人による監査の結果については、いずれも理事長に報告を行い、監査の際に問題や課題を認識した場合は、適宜対応を行っている。 なお、平成26年度において、内部統制に係る問題等はなかった。 また、平成26年度は、理事長のリーダーシップの下、役員等による講話を実施し、内部統制の強化及び法人のミッションの共有化を図っている。</p>

○中期目標・中期計画を達成するための計画の設定

中期目標・中期計画を達成するため、毎年度、年度計画を作成している。この年度計画において、各事業ごとに当該年度の目標を設定している。

また、当センターのウェブサイトにて中期目標等を掲載し、外部に当センターのミッション等を発信するとともに全役職員に周知している。全役職員が閲覧することにより、全役職員が法人のミッションを意識しつつ、業務を遂行している。

○上記計画の実施状況・結果のモニタリング

事項ごとの業務実績については、6月(期末監事監査、運営評議会)、12月(期中監事監査)、3月(運営評議会)に報告書を作成し、適切にモニタリングを行っており、結果については、理事長に報告し、モニタリングの際に問題や課題を認識した場合は、適宜対応を行う体制を構築している。

なお、平成26年度において問題等はなかった。

○法人文書管理

平成23年度の公文書管理法施行に伴い、平成26年度は、以下のとおり、法人文書管理に係る点検及び監査を実施している。

なお、平成26年度において問題等はなかった。

- ・内部監査(9月30日)
- ・期中監事監査(12月17日)
- ・文書管理者(課長級)による点検(3月31日)

○規則等の見直し

独立行政法人通則法の改正に伴い、独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備が必要となることから、平成27年3月に関係規則の制定・改正を行った。

また、国からの要請に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の改正に準拠し、平成26年12月及び平成27年1月に役員給与規則の必要な改正を行った。

このほか、内部監査機能の充実・強化を図るため、内部監査室関係規則の改正を行う等、適宜、必要な規則等の見直しを実施している。

中期目標	II 業務運営の効率化等に関する事項 4 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。
中期計画	I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 5 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。

平成26事業年度計画	実績				自己点検・評価委員会のコメント
	H 年 月末現在	自己判定	H 年 月末現在	自己判定	
I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 5 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図ることとする。					B B ・現在のセンターを取り巻く状況及び統合後の新法人で実施する今後の事業展開に対する検討状況、課題等について、「国立大学財務・経営支援懇談会」において議論がなされ、意見を集積し、今後のセンターの事業展開に生かすよう努めている。 ・文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果を踏まえた対応については、事業計画に関する事項として、東京大学生産技術研究所跡地については、順調に売却が進んでおり、平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大が進めるプロジェクトの実施状況を適切に把握している。 業務運営に関する事項として、連絡会議、戦略会議において、必要に応じ、センターの運営方針について周知、再確認を行っていることに加えて、理事長と個々の職員との対話やウェブサイトへの「理事長のページ」の掲載などを通じ、法人のミッションの周知、外部への発信を行っている。 ・決算情報として、財務諸表のほか財務に関する情報をウェブサイトに掲載するなど、財務内容等の一層の透明性の確保及び公表情報の充実が図られている。
【特記事項(月以降の課題等)】			(1)客観的な評価・分析の実施及びその結果の業務運営の効率化等への反映 ○国立大学財務・経営支援懇談会 当センターの実施する事業について、国立大学法人等の実情を踏まえた事業展開を行うため、国立大学法人等の立場から提言いただき、今後の事業展開の検討に活用することを目的とした「国立大学財務・経営支援懇談会」を9月9日、3月6日に開催している。 なお、平成26年度は、現在のセンターを取り巻く状況及び統合後の新法人で実施する今後の事業展開に対する検討状況、課題等について議論がなされた。これを受けて、当該意見を集積し、今後のセンターの事業展開について活かすように努めている。(再掲) ○独立行政法人評価委員会による評価結果への対応 文部科学省独立行政法人評価委員会による評価結果を踏まえ、以下の対応を行っている。 ①事業計画に関する事項 東京大学生産技術研究所跡地の売却は順調に進んでおり、売却完了時期については相手方である独立行政法人国立美術館の予算額等に左右されるところであるが、平成31年度に完了する見込みである。 また、平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を支えるゾーン」と位置付けられており、事業者として選定されている三菱地所レジデンス株式会社を代表とするグループが本趣旨に沿い事業実施計画を作成し、市及び大学に提出。平成26年7月、市及び大学はこれを承認し、当センターも不動産売買契約書に基づき、同日付でこれを承認した。 ②業務運営に関する事項 連絡会議、戦略会議において、必要に応じ、センターの運営方針について周知、再確認を行っていることに加えて、少人数の組織のメリットを活かし、理事長自ら個々の職員との対話に努め、法人のミッションを周知徹底している。 また、平成26年度には、業務に関して、役員等による講話を2回実施し、職員への当センターのミッションに対する知識・理解を深化させている。 ・顧問講話:「国立大学の成長戦略-ミッションとガバナンスとマネジメント-」(6月9日) ・理事長講話:「日本の医療・英国・北欧の医療 -次世代病院の姿を求めて-」(12月22日) これらのほか、平成25年度から広報活動の一環として理事長のリーダーシップの下、「理事長のページ」を作成し、当センターのウェブサイトに掲載しており、外部に当センターのミッション等を発信するとともに、当センターの全役職員が閲覧することで法人のミッションの共有化を図っている(これまでに7号既刊) この他、平成25年度に引き続き、文部科学省監修のもと、国立大学附属病院の現状等を収集した「大学病院の現状」を平成27年2月に製作・発行し、当センターの事業内容のみならず、財政融資資金を活用し、支援している全ての国立大学附属病院について、広く広報活動を行っている。(再掲)		

③その他

平成25年度から広報活動の一環として理事長のリーダーシップの下、当センターのホームページ内に作成した「理事長のページ」において、本センターの事業の重要性及び成果について発信するとともに、今後のセンターの将来展望について広く広報活動を行っている。

(2) 決算情報、セグメント情報の公表の充実等

決算情報として、財務諸表のほか財務に関する情報をウェブサイトに掲載するなど、財務内容等の一層の透明性の確保及び公表情報の充実を図っている。

中期目標	II 業務運営の効率化等に関する事項 5 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の向上を図りつつ、既存事業の見直し、効率化を進める。一般管理費(退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費(退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。なお、毎年の運営費交付金の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。
中期計画	I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 6 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の向上を図りつつ、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費(退職手当を除く。)に関し、計画的な削減に努め、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費(退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。

平成26事業年度計画	実績				自己点検・評価委員会のコメント
	H 年 月末現在	自己判定	H 年 月末現在	自己判定	
I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 6 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の向上を図りつつ、既存事業の徹底した見直し、効率化を図る。このため、一般管理費(退職手当を除く。)に関し、計画的な削減に努め、3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費(退職手当を除く。)について、1%以上の業務の効率化を図る。					B B
【特記事項(月以降の課題等)】			【特記事項(月以降の課題等)】		

(1) 運営費交付金を充当して行う業務に係る効率化の状況
 文部科学大臣の認可を受けた中期計画に基づき策定した年度計画の予算には、毎年、一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化が盛り込まれており、年度計画に掲げる予算について適正に執行している。
 一般管理費について、物件費は対前年度比で約5.9%削減されたが、人件費が約22.8%増加し、全体で約8.1%増加している。
 事業費について、物件費が対前年度比で約10.4%、人件費が約18.6%増加し、全体で約16.7%増加している。
 なお、一般管理費、事業費共に人件費増の主な要因は職員の増加によるものであり、平成28年4月に予定される大学評価・学位授与機構との統合を着実に進めること、平成26年度から施設費貸付事業で実施している新たな審査基準を確実に実施すること及び欠員を補充することを目的としてプロパー職員の採用を2名行ったこと等によるものである。また、事業費に係る物件費の増加理由は、「国立大学における経営・財務運営に関する調査委託事業」を開始したこと等による。
 なお、平成26年度の常勤役職員に係る人件費の決算額は157,397千円であり、平成17年度の閣議決定に基づく独立行政法人における総人件費改革の目標は十分に上回る実績となっている。(平成17年度の決算額252,248千円に対し、37.6%の削減)
 ①一般管理費(退職手当を除く)の効率化の状況
 ・ 節電計画の策定
 地球温暖化防止及び節電の取組の重要性を考慮し、平成26年度も、自主的に夏期節電計画(5月1日から10月31日)及び冬期節電計画(12月1日から3月31日)を定め、節電及び経費の削減・効率化を図っている。
 なお、節電計画の実施期間中における電気使用量は、夏期節電期間においては、対前年度同期比344KW(0.6%)減となったが、冬季節電計画においては、職員の増加に伴う機器使用量の増加等の影響もあり、対前年度同期比1,475KW(3.6%)増の使用電力となっている。(再掲)
 ・ 本部固定資産使用料の削減
 千葉本部については、放送大学学園から賃借しているが、利用実態等を踏まえた効率化の観点から賃借面積を減少させたことにより、使用料は対前年度比464千円減の1,107千円となっている。
 ・ 本部一東京連絡所間のネットワークサービスの削減
 本部機能の見直しに伴い、本部と東京連絡所間を結んでいた専用回線を解約したことにより、対前年度比510千円を削減した。
 ・ プリンター等の削減
 センター内で実施する会議の一部をタブレット端末を使用して実施するなど、経費削減努力等を行った結果、対前年度比558千円を削減した。

・年度計画の予算には、一般管理費は3%、その他の事業費は1%の効率化が盛り込まれており、年度計画に掲げる予算について適正に執行している。
 ・大学評価・学位授与機構との統合を着実に進めること、平成26年度から施設費貸付事業で実施している新たな審査基準を確実に実施すること及び欠員を補充することを目的として、プロパー職員の採用を行ったことにより、一般管理費及び事業費全体の執行額が増加しているが、平成17年度の閣議決定に基づく独立行政法人における総人件費改革の目標は十分に上回っており、また各種経費の削減・効率化は引き続きなされている。

・ コピー用紙削減
センター内で実施する会議の一部をタブレット端末を使用して実施するなど、経費削減努力等を行った結果、対前年度比13千円を削減した。

②事業費(退職手当を除く)の効率化の状況

・ 広島大学跡地管理経費の削減
平成26年2月の広島大学跡地の売却に伴い、以下の経費が削減された。

- ・ 広島大学本部地区跡地管理(対前年度1,134千円減)
- ・ 広島大学本部地区跡地警備(対前年度666千円減)

・ プリンター等の削減
センター内で実施する会議の一部をタブレット端末を使用して実施するなど、経費削減努力等を行った結果、対前年度比422千円を削減した。

③その他効率化の状況

・ 「債券内容説明書」等の印刷製本費の削減
毎年度、「債券内容説明書」等について、PDF(電子)化により、印刷費削減を図っている。

(2)その他業務効率化への取組

○旅費の節減・効率化

航空機による出張の際、パックを利用したり、取得したマイルや航空会社の提供する法人向けサービスを活用し消耗品と交換する等、経費の節減・効率化を図っている。

(3)業務効率化の具体的成果の公表

平成26年度の各経費の効率化の具体的成果については、平成27年6月に業務実績報告書本編及び資料編に掲載し、引き続きウェブサイトで公表を行う予定としている。

<p>中期目標</p>	<p>II 業務運営の効率化等に関する事項 6 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、独立行政法人整理合理化計画に基づき、随意契約の適正化等を推進する。</p>
<p>中期計画</p>	<p>I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 7 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、独立行政法人整理合理化計画に基づき、随意契約の適正化等を推進する。</p>

<p>平成26事業年度計画</p>	<p>実 績</p>				<p>自己点検・評価委員会のコメント</p>	
	<p>H 年 月末現在</p>	<p>自己判定</p>	<p>H 年 月末現在</p>	<p>自己判定</p>		<p>H27年3月末現在</p>
<p>I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 7 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、独立行政法人整理合理化計画に基づき、随意契約の適正化等を推進する。</p>	<p>【特記事項（ 月以降の課題等）】</p>		<p>【特記事項（ 月以降の課題等）】</p>	<p>(1) 契約に係る規則等の整備及び運用状況 当センターでは、契約に係る規則として、国の基準に準じた「契約事務取扱規則」等を整備しており、当該規則等に基づき適切に運用している。また、公益法人等に対する会費の支出については、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)で示された観点を踏まえ適切な対応を取っているところだが、平成26年度には該当がなかった。</p> <p>(2) 審査体制の整備方針 契約に係る審査体制については、内部監査室による事前審査、監事監査による事後チェックを実施しており、平成21年度から契約監視委員会において、随意契約見直し計画の進捗状況等のフォローアップ、競争性のない随意契約及び一者応札となった案件の事後審査等を行っている。</p> <p>(3) 契約事務における執行体制及び一連のプロセス、執行・審査の担当者の相互のけん制 契約事務に係る執行体制について、「所管課長－総務部長－理事－理事長」の決裁を経て決定している。 また、上記プロセスにおいて、課長の決裁終了後、内部監査室への合議を行い事前審査を実施し、不備等があれば所管課等への修正を依頼している。 さらに、監事監査において事後チェックを行い、見直すべき点があれば指摘事項として、理事長に報告する体制を構築している。 なお、平成26年度において問題等はなかった。</p> <p>(4) 整備された体制の実効性確保 上述のとおり、内部監査室の事前審査においては所管課への修正依頼により、また、監事監査による事後チェックにおいては理事長への監査結果の報告によって、チェック体制の実効性を確保している。</p> <p>(5) 契約監視委員会の設置 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえ、平成22年度以降、当該委員会を設置しており、平成27年3月に平成26年度末までに契約締結した案件及び平成27年度の契約見込案件に係る契約の点検及び随意契約等見直し計画について審議を行った結果、問題等はなかった。</p> <p>(6) 「随意契約見直し計画」の進捗状況 ○随意契約見直し計画 随意契約見直し計画(平成22年4月)を策定し、引き続き、ウェブサイト公表している。</p>	<p>B B</p>	<p>・契約に係る審査体制・執行体制については、内部監査室による事前審査、監事監査による事後チェックを実施しており、見直すべき点があれば指摘事項として、理事長に報告する体制を構築しているが、平成26年度において問題等は適切に対応している。</p> <p>・契約監視委員会において平成26年度末までに契約締結した案件及び平成27年度の契約見込案件に係る契約の点検及び随意契約等見直し計画について審議を行った結果、問題等は適切に対応している。</p> <p>・競争性のない随意契約については、これまでも契約監視委員会において、随意契約によることが真にやむを得ないものとされた3件のみであり、また、平成26年度のすべての案件において十分な公告期間の確保や競争参加者の積極的な発掘等を実施し、競争性の確保に努めており、適切に対応している。</p>

○競争性のない随意契約

平成26年度の競争性のない随意契約については、これまでも契約監視委員会において、随意契約によることが真にやむを得ないものとされた「本部(千葉市)固定資産使用料(1,107千円)」の他、「国立大学における経営・財務運営に関する調査委託事業(3,850千円)」、「人事給与システムバージョンアップ(1,731千円)」の計3件である。

○一者応札における応札条件、応札者の範囲拡大のための取組

平成21年度に策定した改善方策を踏まえ、平成26年度のすべての案件において十分な公告期間の確保や競争参加者の積極的な発掘、ウェブサイトにおける調達予定情報等の提供を実施し、競争性の確保に努める等、現在考えられる対応可能な取組はすべて実施した結果、一般競争入札または企画競争入札で契約したもののうち、一者応札・一者応募であった案件はなかった。

(7) 独立行政法人の契約に係る情報の公表等

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、一般競争入札公告にて、契約業者等に当センター役員経験者等が再就職している場合等はそれを公表することとしているが、平成26年度においては該当がなかった。また、公益法人等への会費の支出についても、「独立行政法人が支出する会費の見直し」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)に基づき公表することとしているが、平成26年度においては該当がなかった。

(8) 契約における再委託の状況の把握

再委託に関しては、「契約事務取扱規則」に一括再委託の禁止、再委託に係る承認等の必要な規定を設け、これに基づき契約の締結を行うこととしている。なお、「国立大学における経営・財務運営に関する調査委託事業(3,850千円)」において、一部の事業を再委託しているが、委託契約書に再委託に関する条項を設け、契約の適正な履行を担保している。

<p>中期目標</p>	<p>II 業務運営の効率化等に関する事項 7 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)により、独立行政法人大学評価・学位授与機構と統合を行う。なお、統合時期については、可能な限り早期の改革実施を目指す。</p>					
<p>中期計画</p>	<p>I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 8 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)により、独立行政法人大学評価・学位授与機構と統合を行う。なお、統合時期については、可能な限り早期の改革実施を目指す。</p>					
<p>平成26事業年度計画</p>	<p style="text-align: center;">実 績</p>					<p style="text-align: center;">自己点検・評価委員会の コメント</p>
<p>I 業務運営の効率化等に関する目標を達成するためとるべき措置 8 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づく独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合については、我が国の高等教育の質の向上や国際通用性の確保に資する法人となるよう、統合後の法人の在り方、組織体制、予算、システム統合等について具体的に検討を行う。</p>	<p style="text-align: center;">H 年 月末現在</p> <p style="text-align: center;">自己判定 評定</p>		<p style="text-align: center;">H 年 月末現在</p> <p style="text-align: center;">自己判定 評定</p>		<p style="text-align: center;">H27年3月末現在</p> <p style="text-align: center;">自己判定 評定</p>	<p style="text-align: center;">B B</p> <p>・大学評価・学位授与機構との統合時期が決まり、「法人統合協議会」等を通じ、統合後の法人の在り方や組織体制、予算、システム統合等について検討を進めている。</p>
<p>【特記事項(月以降の課題等)】</p>		<p>【特記事項(月以降の課題等)】</p>		<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づく独立行政法人大学評価・学位授与機構との統合については、統合に向けた検討の場として、大学評価・学位授与機構との間に「法人統合協議会」等を設置し、統合後の法人の在り方や組織体制、予算、システム統合等について計20回検討を行っている 「各独立行政法人の統配合等に係る措置の実施時期について」(平成26年8月29日行政改革推進本部決定)において、統合時期が平成28年4月とされたことを踏まえ、今後更なる検討を進める。</p>		

<p>中期目標</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 施設費貸付事業及び施設費交付事業 ① 施設費貸付事業については、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。特に大学附属病院については、近年の社会情勢や医療構造の変化に対応すべく教育・研究・診療等の機能を確実に提供することが求められていることから、これらを十分に踏まえた資金の貸付けを実施する。 それに際しては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い審査を実施することで、債権の確実な償還に努め、債権を確実に回収する。</p>
<p>中期計画</p>	<p>Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 施設費貸付事業及び施設費交付事業 (1) 施設費貸付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。 ② 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。 その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。 ③ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。 また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。 なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。 ④ 貸付事業に係る債権について確実に回収し、長期借入金債務等の償還を確実に行うため、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。 ⑤ 民間資金の調達に当たり、IR活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。 ⑥ センターが蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行う。</p>

<p>平成26事業年度計画</p>	<p>実 績</p>				<p>自己点検・評価委員会のコメント</p>	
	<p>H 年 月 末 現 在</p>	<p>自 己 判 定</p>	<p>H 年 月 末 現 在</p>	<p>自 己 判 定</p>		<p>H27年3月末現在</p>
<p>Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 施設費貸付事業及び施設費交付事業 (1) 施設費貸付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行う。 また、国立大学法人等のニーズを踏まえた、新たな償還期間の貸付け等について検討を行う。 ② 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ及び債券発行により資金の調達を行う。 その際、国立大学法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。 ③ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。 また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達</p>				<p>①施設費貸付事業の実績 a 施設費貸付事業の実績 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを行った。 なお、翌年度繰越額8,295百万円については、当初設計段階では確認できなかった土壌汚染・地中障害物撤去、埋蔵文化財調査等の措置を講じる必要が生じたこと、入札の不落・不調が発生したため不測の日数を要したこと等によるものであり、貸付不用額853百万円については、各国立大学法人において入札を行った結果、落札価格と予定価格との差額によるもので、貸付けを行う必要がなくなったこと等によるものである。 また、施設費貸付事業の実施に当たっては、適正な執行等に資するよう、以下の取組みを実施している。 ・平成26年5月、9月及び平成27年1月に開催された文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」において、国立大学法人における施設費貸付事業の適切な事業の執行に資するよう、当センターから国立大学法人の施設担当部長に対して、年度内に事業を確実に完了させるよう工事進捗状況の管理や、貸付金の使途が貸付対象の要件に該当しているかの確認の徹底等について、周知を行っている。 ・当センターは、財務省理財局に対して、当該年度の2月上旬までには施設費貸付事業に係る借入金額を確定し報告する必要があることから、平成26年8月22日付け事務連絡「平成26年度施設費貸付事業の最終貸付けに係るスケジュールについて」において、貸付事業の執行に当たっては、原則として平成27年1月末日までに契約を完了し、借入額を確定するなど、スケジュール管理も含めた適正な執行を行うよう国立大学法人に通知している。</p>	<p>B</p>	<p>B ・施設費貸付事業の適切な執行に向けた国立大学法人への周知を行いつつ、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを適切に行っている。また、国立大学法人等のニーズを踏まえた、新たな償還期間の更なる検討を進めている。 ・施設費貸付事業の財源として財政融資資金から長期借入を行うとともに、センター債券の発行により市場から資金調達を行っている。また、資金調達に当たり、金融市場の状況等を常に的確に把握しておくため、証券会社等の民間金融機関主催のセミナーに担当職員や役員が参加している。</p>

教育、研究及び診療に係る台機能の達成状況とそのバランス等を確認する。なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。

④ 貸付事業に係る債権について、貸付先に払込通知書を発行するなど長期借入金債務等の償還を確実に行う。また、年間5箇所以上の貸付先訪問調査を実施する。

⑤ 民間資金の調達に当たり、IR活動として年間5箇所以上の投資家を訪問し、説明及び情報発信を行う。

⑥ センターが蓄積してきた成果を活用しつつ、貸付事業を効果的・効率的に行うため、国立大学の財務に係る調査、分析を行う。

・ 施設費貸付事業についての理解を深めていただくことを目的として、当センターウェブサイトにおいて事業概要や実績等について掲載し、情報発信を行っている。

b 新たな償還期間の貸付け等

国立大学法人等のニーズを踏まえた、新たな償還期間の貸付け等については、その需要を把握するために、全国の国立大学附属病院を対象に平成25年度から調査を開始したところであり、当該調査結果を踏まえ、貸付6年(据置期間1年、半年賦元金均等償還)を新たな貸付けメニューとして更なる検討を進めた。

平成26年度は、病院経営分析検討チーム委員を対象に、新たな貸付けメニューの需要額等を調査し、その結果、平成26年度概算要求額ベースで約64%の需要が見込まれることが確認された。また、消費税増税や診療報酬改定等の影響により、国立大学附属病院を取り巻く経営環境に変化が生じてきたこと等の事情から年度末に再度調査を実施し、これら調査結果を元に、財務省及び文部科学省等関係各署と調整を図りつつ、実現に向けた検討を進めた。また並行して、当センターの債権債務管理について制度及びシステムの見直しを検討した。

②施設費貸付事業財源の調達

a 長期借入金

平成26年度は、施設費貸付事業の財源として財政融資資金から52,287百万円(平成25年度からの繰越額5,334百万円を含む)の長期借入を行っている。

b センター債券の発行

上記借入金のほか、センター債券の発行により市場から5,000百万円の資金調達を行った。

センター債券の発行に当たっては、投資家の投資判断に資するための「債券内容説明書」を作成し、個別投資家訪問の実施及び関連情報をウェブサイトへ掲載等により、IR活動(投資家向け広報活動)を積極的にを行い、当センターの事業内容や財務状況を公開することで透明性の確保に努めるとともに、センター債券に係る格付を新たに取得している。

なお、債券発行に係る主幹事証券会社の選定については企画競争を実施し、5者から応札があり、うち2者を選定、また、格付機関の選定については、企画競争を前提とした事前公募を行ったところ、新たな応募者が確認されなかったため、第1回債券発行時より継続的に格付けを取得している者と契約を締結した。

【センター債券発行状況】

発行総額(額面価額) 50億円

格付け AA(株格付投資情報センター(R&I))

引受並びに募集の取扱者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)及びみずほ証券(株)

募集の受託会社 (株)三井住友銀行

c 国立大学法人等の資金計画に対する適切な対応

施設費の貸付に当たっては、国立大学法人の資金計画に適切に対応するため、財政融資資金からの借入は6月以降毎月1回実施している。また、センター債券の発行は、市場環境を勘案して平成27年2月6日に条件決定し、同月27日に発行した。

なお、工期の遅延等により借入計画の遅れが生じないよう、各法人から、資金計画表、支払い日程調査表の提出を月に一度求め、当センターにおいて、未契約等が確認された場合には、各法人から契約時期、支払計画の時期等の事情を聴取し、確認するなど連絡を密にして対応している。

・施設費貸付事業については、関係規則に基づき、事業目的及び内容が文部科学大臣の定めた範囲内であり、かつ償還能力及び担保能力があるか、公的使命を果たしているか等を総合的に審査し、適正に実施している。

なお、大学附属病院における公的使命を加味し、より精度の高い審査基準とした新たな関係規則に基づき平成26年4月1日から実施している。

また、貸付金債権の回収を確実なものとするため、各国立大学法人の貸付事業の実施状況及び担保物件の移動状況等について、償還確実性に影響を与えるような著しい変動がないこと等について確認している。

・貸付金の回収の確実性を確保するため、各国立大学法人から状況報告書の徴取、財務諸表等の徴取を実施したほか、5国立大学法人に対して、貸付対象事業に係る現地調査を実施している。なお、債権回収及び債務償還についてはともに100%であり、適切に実施している。

・資金調達に係るセンター債券の発行に際し、IR活動の一環として、主幹事証券会社の販売戦略に基づき最適な投資家層を把握し、地方投資家等を対象に9箇所実施している。

・貸付事業を効果的・効率的に行うため、各国立大学法人の前事業年度に係る財務諸表等について、国立大学の財務にかかる調査、分析、データの取りまとめを行い、当該成果物である「国立大学の財務」を年度末に刊行している。

【特記事項(月以降の課題等)】

【特記事項(月以降の課題等)】

さらに、資金計画を正確に把握するため、自然災害が発生した場合、工事の大幅な遅延により資金計画の変更が予想されることから、そのような場合には直ちに当センターに報告するよう、国立大学法人に対し、電子メール等にて周知するとともに、当該地域に対しては当センターから個別に状況の確認を行っている。

d 金融市場の状況把握

貸付事業に係る資金調達に当たっては、年度末の資金需要に合わせたセンター債券の発行を実施するため、金融市場の状況等を常時的に把握しておく必要があることから、証券会社等の民間金融機関主催のセミナーに担当職員を参加させている。なお、セミナーには、直接業務を遂行する職員のみならず、意思決定に携わる役員も積極的に参加している。

また、センター債券についての理解を深めていただくことを目的として、当センターウェブサイトにおいて事業概要や実績等について掲載し、情報発信を行っている。

【セミナー参加状況】

- ・ 4月14日、7月14日、10月9日、1月27日:金融市場調査部マクロセミナー(みずほ証券) 計12名参加
- ・ 5月15日:債券に関する勉強会(三菱UFJモルガン・スタンレー証券) 10名参加
- ・ 7月4日、1月8日:学校経営セミナー(三菱UFJモルガン・スタンレー証券) 計3名参加
- ・ 7月7日～8日:証券基礎講座(三菱UFJモルガン・スタンレー証券) 2名参加
- ・ 7月16日、1月26日:本店経済セミナー(三菱UFJモルガン・スタンレー証券) 計3名参加

③償還確実性の審査等

a 審査に係る規程等

施設費貸付事業については、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付規程」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター貸付金債権管理規程」、「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付事業審査基準」及び「審査基準等の運用手続き」(以下「関係規則」)に基づき、事業目的及び内容が独立行政法人国立大学財務・経営センター法第13条第2号に基づき文部科学大臣の定めた範囲内であり、かつ償還能力及び担保能力があるか、公的使命を果たしているか等を総合的に審査し、適正に実施している。

なお、貸付けの適否を十分に判断できる審査が実施できるよう、民間銀行等の審査手法を参考に、個々の大学附属病院の収支状況等に即した、より適切な審査基準となるよう見直しを行い、加えて、大学附属病院における公的使命を加味した、より精度の高い審査基準とした関係規則を平成25年10月1日に改正し、平成26年4月1日から実施している。

b 審査内容

平成26年度は、関係規則に基づき、事業目的及び内容が独立行政法人国立大学財務・経営センター法第13条第2号に基づき文部科学大臣の定めた範囲内であり、かつ償還能力及び担保能力があるか、公的使命を果たしているか等を総合的に審査した。特に財務状況の確認に当たっては、個々の大学附属病院の収支状況等に即した審査を実施するため、国立大学法人から提出させる財務諸表等から「債務償還可能額」及び「債務償還可能年数」を算出し、また、貸付金が完済するまでの収支計画を新たに提出させることにより、財務状況の確認を行った。

加えて、大学附属病院には、公的使命を果たしつつ債務を償還していく必要があることを加味し、公的使命に係る項目(教育、研究、診療、地域貢献・社会貢献)について、それぞれの推移等を確認した。

ｃ 貸付金債権の管理

貸付金債権の回収を確実なものとするため、国立大学法人から「施設費貸付事業状況報告書」等を提出いただき、貸付事業の実施状況及び担保物件の移動状況等について確認を行っている。

また、国立大学法人の財務諸表確定後、独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費貸付規程第15条に掲げる基準による確認を行い、償還確実性に影響を与えるような著しい変動がないことを確認している。

④債権回収及び債務償還の状況

独立行政法人国立大学財務・経営センター貸付金債権管理規程等に基づき、国立大学法人から貸付金の回収を行うとともに、財政融資資金に対する長期借入金債務の確実な償還を実施（回収及び償還は毎年度9月及び3月）している。

また、回収の確実性を確保するため、金銭消費貸借契約に基づき、状況報告書の徴取（毎事業年度終了後に事業状況報告書及び事業完了報告書を徴取）、財務諸表等の徴取（貸付期間中において、毎事業年度終了後に前年度の決算に関する財務諸表等を徴取）を実施したほか、5国立大学法人（旭川医科大学、新潟大学、三重大学、佐賀大学、長崎大学）に対して、貸付対象事業に係る現地調査を実施した。

平成26年度の債権回収及び債務償還については、以下のとおりであり、回収率及び償還率はともに100%である。

⑤IR活動の状況

貸付事業に係る資金調達に当たっては、年度末の資金需要にあわせ、センター債券の発行を実施しているところであり、債券の発行に際し、IR活動の一環として実施している個別投資家訪問については、選定した主幹事証券会社の販売戦略に基づき最適な投資家層を把握した上で、センター債券の起債（平成27年2月）に合わせて実施した。平成26年度は地方投資家等を対象に9箇所実施した。

⑥国立大学の財務に係る調査、分析の現状

貸付事業を効果的・効率的に行うため、各国立大学法人の前事業年度に係る財務諸表等について、国立大学の財務にかかる調査、分析、データの取りまとめを行い、当該成果物を平成26年度末に刊行した。

<p>中期目標</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 施設費貸付事業及び施設費交付事業 ② 施設費交付事業については、国立大学法人等に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。 なお、中長期的視点からその在り方及び財源の確保について検討を行う。</p>
<p>中期計画</p>	<p>Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 施設費貸付事業及び施設費交付事業 (2)施設費交付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分することで得られる収入、各国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。 ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。 ③ 交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図るとともに、外部有識者、専門家の協力を得る等により本中期計画期間中に具体的な検討を行う。</p>

<p>平成26事業年度計画</p>	<p>実 績</p>				<p>自己点検・評価委員会のコメント</p>	
	<p>H 年 月末現在</p>	<p>自己判定</p>	<p>H 年 月末現在</p>	<p>自己判定</p>		<p>H27年3月末現在</p>
<p>Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 施設費貸付事業及び施設費交付事業 (2)施設費交付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。 ② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図る。 また、そのために年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。 ③ 交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図り、外部有識者、専門家を講師とした研修会等を実施する。</p>	<p>【特記事項(月以降の課題等)】</p>		<p>【特記事項(月以降の課題等)】</p>	<p>①施設費交付事業の実績 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行った。 交付金の支払いについては、国立大学法人等の資金需要に適切に対応するため、国立大学法人等の請求に基づき概算払いにより行った。 なお、施設費交付事業の実施に当たっては、適正な執行等に資するよう、以下の取組みを実施している。 ・平成26年5月、9月及び平成27年1月に開催された文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」において、国立大学法人等における施設費交付事業の適切な執行に資するよう、当センターから国立大学法人等の施設担当部長等に対して、工事進捗状況の管理の徹底と早期執行への協力要請及び施設費交付事業について、補助金適正化法の中でも特に財産処分制限(目的外使用、譲渡、交換、貸付及び担保提供を含む)の関係で事業により取得した50万円以上の財産を処分する場合は、事前に当センターの理事長の承認が必要となる旨説明を行い、周知している。 ・施設費交付事業についての理解を深めていただくことを目的として、当センターウェブサイトにおいて事業概要や実績等について掲載し、情報発信を行っている。 ②施設費交付事業の適正な実施 施設費交付事業の実施に当たっては、独立行政法人国立大学財務・経営センター法及び同法により準用する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」、さらには「独立行政法人国立大学財務・経営センター施設費交付事業費交付要綱」等に基づき、交付対象事業の適正な実施の確保を図っている。具体的には、当センターは、国立大学法人等から、法人名、事業名、交付申請額、事業の目的と内容などが記載された交付申請書の提出を受け、①交付申請額が予算の範囲内か、②事業の目的・内容が文部科学大臣の施設整備等に関する計画及び文部科学大臣の定めに合致したのか等について審査し、適正と認められることを確認し、交付決定を行った。 また、当該事業完了後には、各国立大学法人等から提出される実績報告書について、①当該報告事業が上記法令等に反することなく実施されたか、②当該報告事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかなどの審査を行い、適正と認められた事業について交付金の額の確定を行っている。 これらのほか、施設費交付事業に係る予算の執行の適正を期するため、14国立大学法人等(旭川医科大学、北見工業大学、新潟大学、長岡技術科学大学、愛知教育大学、三重大学、奈良女子大学、和歌山大学、佐賀大学、長崎大学、奈良先端科学技術大学院大学、国立高等専門学校機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構)に対し、施設費交付対象事業に係る現地調査を実施した。</p>	<p>B B</p>	<p>・施設費交付事業の適切な執行に向けた国立大学法人等への周知を行い、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として適切に交付を行っている。 ・各国立大学法人等の交付申請額や事業目的・内容の審査と交付決定後の事業実績の審査を適切に行っており、また、14国立大学法人等に対し、施設費交付対象事業に係る現地調査を実施するなど、施設費交付事業に係る予算執行の適正を期している。 ・国立大学法人等が保有している未利用の土地、建物等の資産の有効活用や施設費交付事業の財源確保等の検討を行うために、外部有識者、専門家等を講師として、「資産活用に関する研修会」を開催し、交付事業財源の確保に向けた検討を進めている。</p>

③施設費交付事業の財源の確保

国立大学法人等が国から出資された土地を処分した場合、その処分収入の一部を当センターに納付する仕組みとなっており、平成26年度は、19国立大学法人等から747百万円が納付された。

また、当センターが継承した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、5月に国立新美術館用地として独立行政法人国立美術館に土地持分を売却したことによる代金3,010百万円及び当センターが所有し、同法人に賃貸している未売却分の土地使用料として220百万円(※1)の収入を得ており、さらには、施設費交付事業の財源とするために資金を運用し、12百万円(※2)の運用収入を得ている。

なお、国立大学法人等が保有している未利用の土地、建物等の資産の有効活用や施設費交付事業の財源確保等の検討を行うために、外部有識者、専門家等を講師として、幅広く資産の活用に資する内容について研修会等を実施することとし、平成26年度は資産活用に関する勉強会を4回開催した。勉強会には、当センターの職員の外、文部科学省、都内の国立大学法人等の関係者も参加し、活発な意見交換が行われた。

※1：土地使用料220百万円のうち60百万円は、当該土地に係る固定資産税相当分であり、その差額160百万円が、施設費交付事業の財源となる。

※2：12百万円は平成26年度における現金収納額。そのほか、平成27年度に満期となる国債及び譲渡性預金に係る利息が2百万円ある。

中期目標	III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2 国から承継した財産等の処理 ① 国から承継した旧国立学校設置法第9条の5第1号に規定する特定学校財産の処分については、公用・公共用優先の原則等を勘案しながら、処分の予定時期等を定めた計画を策定し、毎年度その進捗状況を明確にする。 ② 国立大学法人法附則第12条第1項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務(旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債)の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実にを行う。
-------------	--

中期計画	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 国から承継した財産等の処理 (1) 旧特定学校財産の管理処分 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として貸与しつつ、売却を進める。 なお、処分の予定時期等の計画については、年度計画において策定することとし、毎年度その進捗状況を明確にする。 (2) 承継債務償還 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務(旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債)の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実にを行う。
-------------	---

平成26事業年度計画	実 績						自己点検・評価委員会のコメント
	H 年 月末現在	自己判定	評 定	H 年 月末現在	自己判定	評 定	
II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 国から承継した財産等の処理 (1) 旧特定学校財産の管理処分等 ① 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として、予算に応じて分割して売却する。なお、未売却部分については国立新美術館用地として、貸付を継続する。 ② 処分後の財産の利用状況について、適切に把握する。 (2) 承継債務償還 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係する43国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務(旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債)の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実にを行う。	【特記事項(月以降の課題等)】	【特記事項(月以降の課題等)】	H27年3月末現在 (1) ①東京大学生産技術研究所跡地の状況 東京大学生産技術研究所跡地については、平成19年度より独立行政法人国立美術館に措置される予算の範囲内で、分割して持分売却を行っている。 平成26年度は、5月1日に持分162,629/2,997,481を3,010百万円で売却。これにより、売却持分累計比率は73.9%となり、未売却持分比率は26.1%となっている。 未売却の土地については、独立行政法人国立美術館と使用契約を締結し、土地使用料として220百万円(※1)を徴収している。 なお、来年度以降も、独立行政法人国立美術館の予算額に応じて、引き続きセンター持分を売却していく予定である。売却完了時期については、予算額や土地価格の変動に左右されるが、平成31年度に完了する見込みとなっている。 ※1：土地使用料220百万円のうち60百万円は、当該土地に係る固定資産税相当分 ②広島大学本部地区跡地処分後の状況 平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を支えるゾーン」と位置づけられており、事業者として選定されている三菱地所レジデンス株式会社を代表とするグループが本趣旨に沿い事業実施計画を作成し、市及び大学に提出。平成26年7月、市及び大学はこれを承認し、当センターも不動産売買契約書に基づき、同日付でこれを承認した。(再掲) (2) 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、43国立大学法人から納付される金銭を回収し、財政融資資金への償還を実施(回収・償還は毎年度9月及び3月、あるいは5月及び11月)している。 平成26年度の債権回収及び債務償還については、以下のとおりであり、回収率及び償還率はともに100%である。	B	B	・東京大学生産技術研究所跡地については、順調に売却が進んでいる。また、平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大が進めるプロジェクトの実施状況を適切に把握している。 ・平成26年度の債権回収及び債務償還については、回収率及び償還率はともに100%であり、適切に実施している。	

中期目標	<p>IV 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 予算の効率的な執行に努めるとともに、自己収入の確保に努め、適切な財務内容の実現を図ること。</p> <p>2 管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。</p> <p>総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直すものとする。</p> <p>なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p>
中期計画	<p>III 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</p> <p>4 人件費の削減</p> <p>総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。</p> <p>なお、給与水準については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成25年11月15日閣議決定)に基づき、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともにその検証結果や取組状況を公表する。</p>

平成26事業年度計画	実 績						自己点検・評価委員会のコメント	
	H 年 月末現在	自己判定	評定	H 年 月末現在	自己判定	評定		H27年3月末現在
<p>III 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</p> <p>4 人件費の削減</p> <p>平成26年度の常勤役職員に係る人件費について削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象から除く。なお、人件費の範囲は、報酬(給与)、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)は含まない。その際、政府の方針を踏まえ、役職員の給与について、必要な見直しを行う。</p> <p>なお、給与水準については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成25年11月15日閣議決定)に基づき、国家公務員に準じた当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともにその検証結果や取組状況を公表する。</p>	<p>【特記事項(月以降の課題等)】</p>	<p>【特記事項(月以降の課題等)】</p>	<p>①給与規則等の見直し 国からの要請に基づき、平成26年11月19日付け一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準拠し、職員の昇給について、抑制を行うために「職員給与規則」の必要な改正を行った。</p> <p>②事務職員の給与水準 平成26年度の事務職員の給与水準については、対国家公務員指数(法人基準年齢階層ラスパイレ指数)は109.1となった。 これは、当センターの所在地が地域手当の支給地であることが主な要因であり、地域を勘案した指数は95.8となり、国家公務員よりも低い水準である。</p> <p>③レクリエーション経費、国とは異なる諸手当の状況 レクリエーション経費及び国とは異なる諸手当について、該当はない。</p> <p>④法定外福利費の状況 法定外福利費については、下記の支出実績があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診断費 244千円 ・役員普通傷害保険料 405千円 ・職員労災保険(法定外補償) 59千円 	<p>B</p>	<p>B</p>	<p>・国家公務員に準じ、職員の昇給について、抑制を行うために「職員給与規則」の必要な改正を行った。</p> <p>・大学評価・学位授与機構との統合を着実に進めること、平成26年度から施設費貸付事業で実施している新たな審査基準を確実に実施すること及び欠員を補充することを目的として、プロパー職員の採用を行ったことにより、人件費が増加しているが、平成17年度の閣議決定に基づく独立行政法人における総人件費改革の目標は十分に上回っている。</p> <p>・事務職員の給与水準については、対国家公務員指数(法人基準年齢階層ラスパイレ指数)は109.1であるが、地域を勘案した指数は95.8となり、国家公務員よりも低い水準である。</p>		

中期計画	IV 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 83億円とする。 2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延(この場合の借換えは行わない。)等が生じた場合に対応するため。
-------------	--

平成26事業年度計画	実 績						自己点検・評価委員会のコメント		
	H 年 月末現在	自己判定	評定	H 年 月末現在	自己判定	評定		H27年3月末現在	自己判定
IV 短期借入金の限度額 1 短期借入金の限度額 83億円とする。 2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延(この場合の借換えは行わない。)等が生じた場合に対応するため。						平成26年度において、実績はなかった。			-
	【特記事項(月以降の課題等)】			【特記事項(月以降の課題等)】					-

中期計画	V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 予定なし。						
平成26事業年度計画	実 績						自己点検・評価委員会の コメント
V 重要な財産を譲渡し、又は担保に供 する計画 予定なし。	H 年 月末現在	自己 判定	H 年 月末現在	自己 判定	H27年3月末現在 平成26年度において、実績はなかった。	自己 判定	-
	【特記事項(月以降 の課題等】	【特記事項(月以降 の課題等】	-				

中期計画	VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生したときは、施設費貸付事業等の業務の改善・質の向上に充てる。							
平成26事業年度計画	実績						自己点検・評価委員会のコメント	
VI 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した際の使途は、年度計画の達成状況を見つ、施設費貸付事業等の改善・質の向上に資する業務に充てることとする。	H 年 月末現在 【特記事項(月以降の課題等)】	自己判定 評定	H 年 月末現在 【特記事項(月以降の課題等)】	自己判定 評定	H27年3月末現在 平成26年度において、実績はなかった。	自己判定 評定	自己点検・評価委員会のコメント -	
						-	-	

中期目標	V その他業務運営に関する重要事項 国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務の推進に努める。
中期計画	<p>Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1)方針</p> <p>① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。</p> <p>② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図るため、金融業務関係研修をはじめとする各種研修へ年間延べ50名以上の職員を参加させる。</p> <p>(2)人員に係る指標</p> <p>常勤職員数については、抑制を図る。</p> <p>(参考1)</p> <p>① 期初の常勤職員数 19人</p> <p>② 期末の常勤職員数見込み 19人</p> <p>(参考2)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 782百万円</p> <p>ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する報酬(給与)、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)は含まない。</p>

平成26事業年度計画	実 績				自己点検・評価委員会のコメント
	H 年 月末現在	自己判定	評 定	H27年3月末現在	
<p>Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1)方針</p> <p>① 限られた人員での効率的・効果的な業務の遂行を実現するため、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により質の高い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。</p> <p>② 専門的研修事業等の活用により、職員の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。</p> <p>③ 金融業務関係など、高度な専門知識を持った人材を計画的に育成するため、センター職員の今後の人事の在り方について基本的な方針を策定し、それに基づき、年間延べ50名以上の職員を各種研修に参加させる。</p> <p>(2)人員に係る指標</p> <p>常勤職員数については、抑制を図る。</p> <p>(参考1)</p> <p>平成26年度の常勤職員数 19人</p> <p>(参考2)</p> <p>平成26年度の人件費総額見込み 162百万円</p> <p>ただし、上記の額は、常勤役員及び常勤職員に対する報酬(給与)、賞与、その他の手当であり、退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)は含まない。</p>	<p>【特記事項(月以降の課題等)】</p>	<p>【特記事項(月以降の課題等)】</p>	<p>①人事管理の方針</p> <p>平成26年度は、総務部長1名、総務部副部長1名、審議役1名、総務課8名、施設助成課7名の計18名の体制で各事業を実施している。</p> <p>人事交流については、当センターの業務が国立大学法人等全体に関わるものであることから、例えば、国立大学法人からの交流者にとっては、当センターでの職務で幅広い知識や情報が得られることにより、専門性の向上が図られ、また、当センターにとっては、交流者の文部科学省での経験が業務強化につながるなど、人事交流を行う組織や個々の職員にとってメリットのある交流を実施している。</p> <p>②職員研修</p> <p>個々の職員が高いモチベーションを持って仕事に取り組み、その能力を最大限に発揮できるような環境を整備し、もってセンターの組織としての活性化を図ることを目的として、センター職員の採用方針、研修計画等を定めた「職員の今後の人事の在り方について」を平成26年4月に策定している。</p> <p>本方針に基づき、平成26年度はこれまで金融業務、病院業務、施設関係業務等の専門性を有する研修に33件延べ75名の職員が参加しており、職員の専門性の強化や意識改革を図っている。</p> <p>また、業務に関し、役員等による講話を2回実施し、職員への当センターのミッションに対する知識・理解を深化させている。なお、役員等による講話の一部について、今年度は、当センターの役職員のみならず、当センターが所在する学術総合センター内の外部機関が参加できるように当センターの役割等を外部機関へ発信する取組を行った。</p> <p>更に、平成26年度は文部科学省高等教育局から職員を招いて、当センター職員に対し、「国立大学法人の第3期中期目標に向けた動き」について、研修を行い、当センターの実施する事業と結びつきが強い、国立大学を取り巻く現状について、役職員の見識を深める取組を行った。(再掲)</p>	<p>B B</p> <p>・人事交流について、国立大学法人からの交流者にとっては、当センターでの職務で幅広い知識や情報が得られることにより、専門性の向上が図られ、また、当センターにとっては、交流者の文部科学省での経験が業務強化につながるなど、人事交流を行う組織や個々の職員にとってメリットのある交流を実施している。</p> <p>・センター職員の採用方針、研修計画等を定めた「職員の今後の人事の在り方について」を平成26年4月に策定し、本方針に基づき、平成26年度は金融業務、病院業務、施設関係業務等の専門性を有する研修に33件延べ75名の職員が参加しており、職員の専門性の強化や意識改革が図られている。</p> <p>・常勤職員数については、事業実施に必要な人員を確保しつつ、期初の職員数19人を上回らないよう抑制を図っており、確実に業務を実施している。</p>	